

現実的物語言説の構造

——記述責任と言説形式について——

池 宮 正 才

はじめに

J. ジュネットによって体系化された物語論 *narratology* は、小説などの虚構的物語言説を主たる対象として、その物語言説と物語行為の構造を分析する精緻な枠組みを展開してきた¹⁾。ただし、その物語論は物語言説のテキスト内部の分析に終始し、テキスト外部の社会的コンテキストをさほど考慮しない傾向にある。虚構的物語言説とは、書き手の恣意的想像によって創作されテキスト内部で完結した虚構世界を指示する言説であるから、テキスト分析がテキスト内部の虚構世界の構築形式に集中され、テキスト外部に目が向けられなくともさしつかえはない。

しかし、現実世界に関する言説、現実的物語言説について検討しようとするれば、テキスト内部にとどまることはできない。現実的物語言説²⁾とは書き手の現実世界にかかわる経験や認識が表象された物語言説であり、テキスト外部の書き手の経験や認識とテキスト内部に表象された言説との対応関係が、言説の信頼性、信憑性の問題としてまず問われる。そしてまた、現実世界の他者を巻き込みながら特定の物語内容を主張し公表する言語行為は、そこで言及された他者にたいする書き手の責任を発生させる。

テキスト外部の現実とは、現実的物語言説が存立しうる大前提である。現実的物語言説はテキスト外部の現実との照応関係のなかで生み出され、テキスト外部の他者、読者、社会にたいする一定の責任を引き受け、その責任をテキスト内部の物語形式に反映せざるをえない言説なのである。現実的物語言説は、このような点で虚構的物語言説とはおおきく異なる。

以上を踏まえ、現実的物語言説を社会に公表する行為にともなう記述責任という前提条件に注目し、記述責任の履行に要請される物語の形式について、書き手、語り手、経験位相、焦点化、モダリティなどの諸点に注目しながら、以下整理と検討を試みる。ここで注目するのは、個々の物語内容そのものの「真偽」ではなく、物語言説の信頼性や信憑性を確保するために要請される慣習的形式である。なお本稿では、多種多様な現実的物語言説のうち、出来事の実事関係にかかわる言説の信頼性や信憑性が厳格に問われる傾向にあるエスノグラフィ、歴史記述、ルポルタージュ、報道記述などのジャンルを念頭におき検討を進めてゆく

現実的物語言説の構造

こととする。

1. 物語言説と記述責任

公開を目的としない私的な言説であれば、現実の出来事や他者について何を書こうと、虚構世界を創作しようと、それは書き手の自由である。その言説が公開されなければ、物語内容にかかわる書き手の責任問題は生じない。

また、公開された言説であっても物語内容が創作された虚構世界であれば、現実世界に照らしてその物語内容の信頼性や信憑性を保証する責任や、物語内部に登場する人物、組織にたいする責任問題は原則的には生じない。虚構的物語言説とは書き手によって創作された虚構世界にかかわる言説であり、その物語内容が虚構であることをあらかじめ宣言された言説である。物語の登場人物は書き手が生み出した虚構の存在であり、私生活を暴露されたり名誉を傷つけられたからといって書き手に異議を申し立てることはない³⁾。そして、実名あるいはペンネームで示される記述責任主体たる作者は、物語内容が現実世界から乖離してことを理由に責任を問われることはない。しかし、現実世界にかかわる言説が公開される場合は事情が異なる。

現実世界に言及しかつ社会に公開される物語言説は日常的にさまざまな形で存在する。日常身の出来事、思考感情を虚実ないまぜに記述するエッセイなどでは、その物語内容の信頼性や信憑性を厳密に問われることはない。しかし、エスノグラフィー、歴史記述、ルポルタージュ、報道記述などの記述分野では、事実関係にかかわる物語内容の信頼性や信憑性をめぐって書き手の記述責任が厳しく問われる。この種の物語言説では、現実の出来事、実在の人物、組織、集団、社会的カテゴリーなどに関する書き手の事実認識や解釈が公に報告、主張される。他者を巻き込みながらおこなわれるこの種の報告、主張は、他者の私生活をあからさまにしたり、その社会的評価に影響をもたらす可能性が高く、プライバシー侵害、名誉棄損、侮辱といった事態を引き起こす可能性がある。

すなわち、書き手が現実世界にかかわるテキストを公表する行為は、このテキストを媒介とした現実の社会的コンテクストすなわち〈書き手—記述対象者〉、〈書き手—読者〉、〈記述対象者—読者〉の三関係を生み出す。書き手はこれら諸関係のなかで、記述対象者、読者、社会にたいして、みずから報告、主張する言説に関する責任を負うこととなる。

書き手の表現の自由は確保されてしかるべきである。しかし、このような事態をもたらす可能性がある言説を公にするからには、当然、書き手はその物語言説が報告、主張する物語内容の信頼性や信憑性を何らかのかたちで保証し、物語内容に疑義が生じたり異議申し立てがなされた際には、その信頼性、信憑性にかかわる根拠についてより詳細な説明を加え、報告や主張に明白な誤りがあれば記述内容を訂正し、その報告や主張に巻き込まれた人物、組織、

集団等に謝罪し、生じた不利益、損害を償う、といった一連の責任を担う必要が生ずる。また当然のことながら、書く以前の段階で、記述対象となる人物から調査取材結果の公表について事前の了解をとりつけ、そのうえで綿密な調査取材をおこない、公表前には記述対象人物によるチェックを受けるといった段取りが必要となる。このようなプロセスを経ずに言説が公表される場合はなおさら、物語内容の信憑性いかにかわらず、書き手は登場人物である他者に対するプライバシー侵害、名誉毀損の責を問われる可能性が高い。ただしその際には、記述対象人物の公人／私人の位置づけ、記述目的の公益性の度合などが、表現の自由と関連してさらに問われることとなる。

現実世界の出来事、人物、集団・組織、社会的カテゴリー、事物などに関するこの種の物語言説は、書き手自らの認識をいわば信念として公に報告あるいは主張する言語行為であり、サールの類型にしたがえば、陳述 state、主張 affirm、断言 assert などの発語内行為に該当する⁴⁾。サールはさまざまなタイプの発語内行為を類型化し、発語内行為を成り立たせている慣習的規則を示している。そのなかで、陳述、主張、断言などのタイプの発語内行為の成立要件として、以下の三つの記述責任に関連する規則をあげている⁵⁾。

- ・話し手は命題が真であるということを支持する証拠（あるいは理由その他）をもっている。〈事前規則 1〉
- ・話し手は、命題を信じている。〈誠実性規則〉
- ・命題が現実の事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。〈本質規則〉

「事前規則 1」は、書き手が物語内容の信憑性を裏打ちする証拠、根拠を保有し、提示する責任を負うことを示している。「誠実性規則」は、書き手はみずからの物語内容を真であると信じており、意図的な虚偽捏造といった不誠実がないことを書き手の倫理として要請する規則である。「本質規則」は、書き手が呈示する物語内容が現実世界を指示するものであり、その物語内容にまつわる責任一般を書き手は引き受けることを示している。

サールは、現実世界を指示しつつ書き手の認識を陳述、主張する物語言説を発語内行為ととらえ、この種の発語内行為をおこなう行為者の責任を上記慣習的規則として抽出した。しかし、記述責任を担う物語言説の具体的形式—ジュネットが検討する叙法や態など—についてサールは触れておらず、捏造偽造することなく誠実に、記述にかんする証拠や根拠を用意し、現実の事態について語るという義務を遂行しそれにとまなう責任を引き受ける物語言説とは、実際にはどのような形式をとるか不明である。

物語言説と記述責任の関係にかんする上記おおまかな整理を踏まえたうえで、現実の出来事を指示する現実的物語言説が記述責任を履行するにあたって要請される慣習的形式について、以下、「記述主体」および「記述内容」の二側面から検討してゆくことにする。前者「記述主体」については、テキスト外部に位置する実在の記述主体「書き手・作者」とテキスト内部の記述主体「語り手」を分離し、「書き手・作者」と「語り手」それぞれの位置づけと

現実的物語言説の構造

形式、および書き手と語り手両者の関係について、記述責任の観点から整理検討が必要である。また、後者「記述内容」については、記述主体が物語内容の信頼性や信憑性を保証する形式に関する検討が必要となる。ただし、本稿は個々様々な具体的物語内容の事実関係の真偽を問うものではなく、個々の物語内容に表象された「出来事経験の質、経験の位相」に焦点を当て、「経験位相」を明示する記述形式について検討をくわえる。物語内容の信頼性や信憑性を裏打ちする情報源や根拠の明示は、この経験位相を明示する記述形式に付随して必要とされる記述行為である。

2. 記述責任主体—「書き手・作者」と「語り手」

現実的物語言説における記述責任主体とは、端的に言えば、「書き手・作者」および「語り手」である。「書き手・作者」は「テキスト外部」の現実世界に位置し、テキスト全体にかかわる最終的責任を引き受ける生身の主体である。そして、「書き手・作者」によって物語を語る機能を託され、「テキスト内部」に設定されたのが「語り手」である。「語り手」はテキストの内部で特定の物語内容を語り、個々の語りにたいする責任を引き受ける主体である。

ここでは、現実的物語言説における書き手と語り手各々の特徴を概観したうえで、書き手と語り手の関係について整理しておくことにする。

2. 1 書き手・作者

現実的物語言説では、まず、書き手・作者の「固有名詞」が明確に示される必要がある。それはテキスト本体に示されることもあれば、テキスト内部と外部の境界にある表紙等にも示されることもある。ただし事情によっては、ペンネームに代えられたり匿名化されることもある。

生身の書き手・作者はあくまでもテキスト外部に位置する存在であるが、テキスト内部あるいは内外の境界に示されるこの固有名詞によってテキスト外部の实在の書き手が指示され、物語言説の公表にまつわる責任はこの固有名詞を媒介として实在の書き手・作者に帰着される。

このような固有名詞によって指示される实在の書き手・作者は、サールが述べるように、その物語言説が虚構世界ではなく現実世界の事態を指示することを誓い、書き手自身その物語内容を信じており、物語内容の信憑性を保証する証拠を保有し、その物語言説の公表にまつわる責任全般を引き受け、その著作権を主張する主体である。自らが公表した言説にたいする上記一連の責任を放棄あるいは回避する書き手は、不誠実な信頼できない書き手との評価を受けることになる。

また、テキスト外部に位置する実在の書き手・作者は、以下に述べるテキスト内部の「語り手」とその語り口を選択し決定する主体でもある。

2. 2 語り手

「語り手」とは、「テキスト内部」に位置し、独特の語り口と視野を採用することによって特定の物語内容を語る機能をになう主体であり、テキスト内部の個々の語りに関する責任を引き受ける主体である。テキスト外部の書き手・作者は、テキスト内部の語り手とその語り口を選択し決定する主体であり、そこに設定された語り手は、ときには濃厚に書き手・作者個人を想起させる場合があるものの、言説の構造からすれば書き手と語り手は別個の要素として位置付けられる。

語り手は「私」として物語に登場しあれこれと語ることもあれば、物語内人物としては登場せず読者に語り手の介在を感知させぬこともある。しかし後者の場合でも、語り手は「見えにくい」だけであって、語り手が存在し語っていることに変わりはない⁶⁾。語り手は、記述内部に登場人物として現れ語る語り手、または登場人物としては現れぬ語り手のいずれかのかたちで具体化され、前者は「物語に等質な語り手」、後者は「物語に異質な語り手」と呼ばれる⁷⁾。

「物語に等質な語り手」は記述内部に作中人物として登場し自ら語る語り手であり、具体的形態としては「私」として登場し語ることになる。いわゆる一人称記述における語り手「私」がこれに該当する。「物語に異質な語り手」は作中人物として記述内部に登場しない語り手であり、「暗黙の語り手」「見えない語り手」「不在の語り手」などと呼ばれる。この場合、物語に異質な暗黙の語り手によって対象化されて描かれる作中人物は、具体的形態としては「彼、彼女、名前」等々で登場することになり、結果として、いわゆる三人称記述がおこなわれることになる。留意すべき点は、この三人称記述は「物語に異質な語り手」を採用した結果であって、三人称の主語として登場する「彼」や「彼女」は語り手ではないということである。語り手はこの場合、無人称の暗黙の語り手である。

実名、ペンネームなどの固有名詞がテキスト外部の書き手を指示し、言説にまつわる社会的責任の帰属主体を明示するとすれば、テキスト内部で個々の物語内容にかんする責任を引き受けつつ語るのは「語り手」である。

2. 3 作者・書き手と語り手の同一性

ここで、現実的物語言説における「作者・書き手」と「語り手」の同一性、非同一性にかかわる形式的関係について検討しておこう。

虚構的物語言説においては、作中人物が主人公や証人の「私」として登場し語る場合（物語に等質な語り手）、この語り手の「私」は一般に書き手・作者が創造した架空の人物であり、

現実的物語言説の構造

書き手・作者と同一人物である必要はない。また、作中人物としては登場しない暗黙の語り手が登場人物について語る場合であっても（その際には、言表の主体つまり主語は必然的に三人称となる）、この語り手は書き手・作者によって創作された虚構を語る虚構世界内部の語り手であって、書き手・作者と同一人物である必要はない⁸⁾。すなわち、虚構的物語言説の場合であれば、ジュネットが総括したように、「語り手」と「書き手・作者」の同一性は期待されず⁹⁾、したがって語り手が嘘を語っているからといって書き手が責任を問われることはない。

しかし現実的物語言説の場合、語り手が嘘を語ることは書き手の責任問題に直結する。「あれは記述内部の語り手が嘘を語っているだけであって、書き手の私に責任はない」と言い逃れることはできない。

現実的物語言説において、語り手をつうじてテキストに表現されるうるのは実在の書き手の有様、経験、認識の一部であり、その言語的表象である。書き手の有様、経験、認識すべてを言語化することは不可能であり、またその必要もない。読者が感知しうるのは、テキスト内部に表現された語り手と語り口、語りの内容がそのすべてであり、テキスト外部の書き手・作者の現実的な有様、経験、認識はテキストから類推されるにすぎない。

しかし現実的物語言説における語り手は、物語内容の信頼性や信憑性を主張するテキスト内責任主体であると同時に、作者名という固有名詞¹⁰⁾に媒介されることによって、テキスト外部の現実世界で責任を引き受ける「作者・書き手」を表象する。読者は、固有名詞で指示される「作者・書き手」と「語り手」を同一のものとみなし、この語り手が書き手の信念を誠実に反映した「信頼できる語り手」であることを期待する。このようにして、現実的物語言説では一般に、書き手≒語り手とみなされる¹¹⁾。

3. 物語内容の信憑性、信頼性を保証する形式

先に述べた書き手と語り手は物語言説の責任主体であるが、このような責任主体が責任を負う物語内容の信憑性あるいは信頼性は、どのようにして確保されるのであろうか。ここで焦点を当てるのは、個々の物語内容そのものの真偽ではなく、物語内容の信憑性や信頼性を成り立たせている一般的な条件と形式である。

3. 1 「現実世界における書き手の経験の位相」と「物語言説に表象され、語られた経験位相」の関係

物語内容の形式的側面における信憑性、信頼性といった問題を考えるにあたって、まず検討すべき点は、そもそも書き手が物語内容に表象された出来事をどのような立場で経験したのかという書き手の出来事経験の質である。

虚構の出来事を語るフィクションであれば、現実世界にまったく根拠をもたぬ想像を駆使することはもとより、書き手個人の体験、他者からの伝聞、様々な資料などをアレンジし活用することも、書き手の自由裁量にまかされる。書き手は造物主であり、虚構世界の出来事をいかようにも創造しうる立場にある。しかし現実の出来事を記述する場合、書き手は出来事を勝手に創作するわけにはいかない。

書き手の立場から経験の質、経験の位相と記述方法の関係の問題について考え実践し続ける作家として、沢木耕太郎をあげることができる。彼は、例えば、ニュージャーナリズムの作品に触発されながらノンフィクション記述の方法を模索するなかで、「書き手がシーンを手に入れる方途は、一に体験であり、二に取材であり、三に想像力であると考えられる。…想像力を駆使することでシーンを獲得することだけは許されていない。想像力はあくまでも取材を推進させるバネとしてのみ行使されなくてはならないのだ。自分の恣意によってシーンを創作し、あるいは変形してはならない、という事実に対する倫理観こそが、ニュージャーナリストをして依然としてジャーナリストたらしめるのである」¹²⁾と述べる。臨場感に満ちたシーン記述はノンフィクション作品の生命線であり、出来事の実事関係をシーンとしていかに描くか、描きうるのかといった問題は、ノンフィクション作家にとって切実な方法論的課題である。沢木はここで、シーン記述の土台となる書き手の出来事経験の三つの位相を取り出し、書き手自身の体験および取材で得られた伝聞情報の二者に力点を置き、想像力に逃げ込むことを諫めた。

ここで彼が「書き手がシーンを手に入れる方途」としてあげた「体験」、「取材」、「想像」は、書く以前のプロセスにおける書き手の出来事経験位相の基本的類型であり、出来事経験が表象され語られた物語内容は、この経験位相の基本類型を読者に伝えるなんらかの言説形式をとまなっているはずである。

現実の出来事は書き手の想像創作の産物ではなく、あくまでも現実世界に在った出来事である。想像上の出来事を書き手の現場体験あるいは伝聞として記述することはもとより、伝聞情報をあたかも書き手自身の現場体験であるかのように記述することは、書き手の出来事経験の位相を意図的に偽った虚偽記述であり、信憑性は無きに等しい。書き手の出来事経験の質、経験の位相に応じて、書き手は出来事について、何を、どこまで、どのように記述しうるのかといった形式的制約を受ける。

言い換えれば、現実的物語言説においては、書き手自ら出来事の現場を体験したのか、出来事の現場を知る人物や関係者あるいは資料等から伝聞情報を得る経験をもったのか、体験や伝聞情報に由来する何らかの確たる根拠にもとづき書き手自身が一定の確信をもって推定、想像しているのか、あるいは体験、伝聞情報なしに、根拠なく出来事像を恣意的に推定、想像しているのかといった、書き手の出来事経験の位相を読者に明らかにすることがその記述が成立するための前提条件となり、この前提条件をなんらかの形で記述のなかに具体化する

現実的物語言説の構造

ことがその信頼性や信憑性を保証することに直結するのである。

ただし、現実的物語言説は、かならずしも全体が一貫して体験のみ、伝聞のみ、推定・解釈・想像のみでおこなわれるわけではない。実際の記述は、体験をベースにした記述のなかに伝聞情報が取り入れられたり、さらに体験や伝聞にもとづき推定、解釈、想像が語られたりもするといったかたちで、書き手の体験、伝聞情報、推定・解釈・想像の三者が混在する。あるいはまた、一つの中心的出来事に焦点を当てながら記述が構成されるにしても、記述の実際は周辺の出来事群の記述から成っており、出来事群中の一つ一つの出来事に関する書き手の経験の質は一様ではない。さらにまた、出来事を記述するさいには、読者の理解を促すために、出来事の構成要素に関する補足的な説明や出来事の背景に関する解説が加えられたりもする。このような補足的説明や解説は、書き手の体験にもとづくものであったり、伝聞情報にもとづくものであったり、推定、解釈、想像であったりとさまざまである。

しかしいずれにしろ、個々の記述部位が、書き手のいかなる出来事経験の質、経験位相に裏打ちされたものであるのか、読者が明確に判断しうる記述形式がとられていることが、記述の信憑性が確保される必須の条件であることに変わりはない。

以上に述べた「物語言説に表象され語られた経験位相」と「現実世界における書き手の経験の位相」の関連を念頭におきながら、経験位相別に現実的物語言説を整理すると以下のようになる。

(1) 出来事の現場体験のもとづく物語言説

現実世界のなかで書き手自らが出来事の現場を体験し、当事者の体験として語られた物語言説であり、具体的には、「私は……を見た」、「私は……を見て驚いた」といった形式をとる。

(2) 出来事に関する伝聞経験のもとづく物語言説

書き手自身は出来事の現場を体験していない第三者であり、出来事を現場で体験した当事者、関係者、現場を体験していない第三者である他者の語りや記述等の資料を収集し、それらの資料をあくまでも伝聞として引用、転記する物語言説。語り手は、伝聞資料の情報源を明らかにすることを求められる。

具体的には、「私はXがaについて……と語るのを聞いた」（「Xはaについて……と語った」）、「私は資料Yにaについて……と書いてあるのを読んだ」（「資料Yはaについて……と記述している」）などの形式で記述される。

(3) 出来事の推定、解釈、想像による物語言説

出来事の現場を体験していない第三者としての書き手が、出来事にかんする想像や推定、解釈を語る物語言説である。語り手は、必要の際には、その想像や推定、解釈の根拠を明らかにすることを要請される。想像や推定、解釈の根拠となりうるのは、出来事当事者の語りや記述などの直接的伝聞情報、出来事の第三者による語りや記述などの間接的伝聞情報、当

該出来事に類似した書き手自身の体験、その他当該出来事の記述の根拠となりうる一定の論理的筋道をそなえた書き手の推定、解釈などであろう。

具体的には、「私はXが a について……と語るのを聞いて、……と考えた」(「Xが a について……と語ったところによれば、……と考えられる」)、「私は資料Yが a について……と記述してあるのを読んで、……と考えた」(「資料Yの a に関する……という記述によれば、……と考えられる」)、「私は……といった経験から、 a について……と考える」、「私は……といった論理から、 a については……と考える」などの形式がとられる。

3. 2 情報の出所、根拠

物語内容の信頼性や信憑性が保証されるためには、出来事経験の質、経験位相が語りのなかで明示されると同時に、各経験位相にともなう情報の具体的な出所や根拠が明らかにされる必要がある。

出来事の第三者である書き手が伝聞情報にもとづいて記述をおこなう場合、情報源人物・組織、あるいは文献、資料などの伝聞情報の出所が具体的に特定化されて明示される必要がある。伝聞記述の信頼性、信憑性を確保するうえで情報源の明示は不可欠である。ただし記述の実際においては、情報の出所を明示し公開することが情報源人物のプライバシー侵害、情報源身辺に対する圧力・危害等につながる可能性が高いと想定されるケースもあり、その際には、状況に応じて情報源を匿名化することもありうる。また、匿名を条件に情報が提供された場合には、書き手は記述内部で情報源人物を匿名化し情報源を秘匿する場合もある。

出来事の第三者である書き手が、当該出来事について推定・解釈・想像によって記述する場合、その推定、解釈、想像の妥当性を裏付ける根拠を示すことが必要である。伝聞にもとづく推定・解釈・想像記述であれば、伝聞情報源がその根拠として呈示される必要がある。また、当該出来事と類似した書き手自身の別個の出来事体験も、当該出来事に関する類推や解釈の根拠として呈示されることが可能であろう。さらに、体験や伝聞などの具体的根拠なしに、もっぱら想像・推定・解釈によって出来事像を構築する際には、書き手がその推定、解釈、想像にいたる論理的筋道が根拠として示される必要がある。

このような情報の出所や根拠は、本文に直接示されることもあれば、本文とは別枠の「注」の形式で示されることもあり、当該記述ジャンルそれぞれの慣習にしたがっておこなわれる。

情報源や根拠としての情報は、それ自体がさらに別個の明示的あるいは暗黙の情報源や根拠を内包し、それらを参照あるいは引用することによって成り立っている。まさに「テキストは引用のモザイク」である¹³⁾。テキスト内外におけるこのような限りのない間テキスト性のすべてを明示することは、現実的には不可能である。情報源と根拠の明示の程度は一般に、それぞれのジャンルの記述慣習にしたがって一定の範囲にとどめられる。

現実世界を指示する言説はこのような錯綜した相互参照関係や無限の引用を内包している。

現実的物語言説の構造

しかし依然として、現実世界を指示する言説の根幹をなすのは、「書き手自身の出来事経験の位相」という書き手と出来事の関係性である。書き手自身の出来事経験の位相が語りのなかに示されなければ、現実的物語言説は成立しえない。

4. 焦点化

物語言説における物語情報の制御を担うのが焦点化の形式である。現実的物語言説において、語り手あるいは経験位相と関連しながら、この焦点化はどのような形式をとるのであろうか。

虚構的物語言説の分析において、つねづね「語り手の視点」が注目され問題とされてきたが、ここでは「誰が語るか」という問題と、「どの枠組から知覚するのか」という問題が混同されていた。この混同を整理し、前者「誰が語るか」という問題を「語り手」として扱い、後者「どの枠組から知覚するのか」という機能を担う要素として分離されたのが「焦点化」の概念である。設定された焦点は「情報の隘路」であり、この隘路にかなった情報だけがそこを通過できる¹⁴⁾。

ただし、ジュネットが述べる通り「物語言説は必ずしも、終始一貫して同じ焦点化を選択し続けるわけではない」¹⁵⁾ のであり、「焦点化の公式は、必ずしもある作品全体に関わるものではなくて、むしろ、一つの限定された物語切片—ごく短いものであっても構わない—にのみ関わるものだけということになる」¹⁶⁾。ジュネットが三タイプに分類した焦点化について、以下概観しておくことにする。

〈内的焦点化〉

内的焦点化とは、一人の作中人物の視野から、その作中人物の知覚の範囲の限りににおいて把握された事象が記述される叙法である。知覚の焦点は、「私」であることも「彼」や「彼女」であることも可能である。この叙法を採用した場合、ある作中人物が知覚した外界のみならず、その作中人物が自分自身について知覚した内容、すなわち思考や感情、身体感覚などの内面を記述することが可能となる。したがって、この作中人物にとっての他者の外面的言動は記述しうるが、他者の内面的思考・感情・身体感覚はあくまでも推定・想像としてしか記述できない。

内的焦点化はさらに、特定の一作中人物に固定しておこなわれる「内的固定焦点化」、作中の複数の人物を移動しておこなわれる「内的不定焦点化」、同一の出来事を複数の異なる人物の視野から描く「内的多元焦点化」に下位分類される¹⁷⁾。

〈外的焦点化〉

作中人物ではない物語世界内のある一点が焦点化の枠組みに設定され、その焦点化の枠組みから知覚、認識される作中人物の言動や状況の外面のみが客観的に記述される叙法が外的

焦点化である。したがって、作中人物の内面的思考感情を直接記述することはできない。

〈無焦点化〉

従来、神の視点あるいは全知の視点と呼ばれたように、位置が不確定で物語世界の隅々までを見通す視野を採用することによって、作中人物の外面的言動のみならず内面的思考や感情をも見透かし、さらには空間と時間を超越して出来事や状況の全てを見通す焦点化の拠点を採用した叙法が無焦点化である。

5. 語り手と焦点化の関係

虚構的物語言説ではさまざまなタイプの語り手や焦点化を採用することが可能である。小説の文体の歴史は、語り手や焦点化を初めとする記述構成要素の実験場とってよいほどに、多種多様な言説形式が試行されてきた。

しかし現実的物語言説の場合、書き手は対他者、対社会的な記述責任を履行するために、「書き手の出来事経験の質、経験の位相」を明示するという前提条件を満たす必要があり、語り手と焦点化の形式は自ずと制約をうける。

ここでは、二種類の「語り手」タイプ（「物語に等質な語り手」、「物語に異質な語り手」）と三種類の「焦点化」タイプ（「内的焦点化」、「外的焦点化」、「無焦点化」）の組み合わせによってジュネットが類型化した「物語状況」¹⁸⁾を参照しながら、それら物語状況と現実的物語言説との関係について整理しておくことにする。

二種類の語り手と三種類の焦点化の組合せから、計算上六種類の物語状況が類別される。それらを列挙すれば以下の通りである。

- ① 「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」
- ② 「物語に等質な語り手」かつ「外的焦点化」
- ③ 「物語に等質な語り手」かつ「無焦点化」
- ④ 「物語に異質な語り手」かつ「内的焦点化」
- ⑤ 「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」
- ⑥ 「物語に異質な語り手」かつ「無焦点化」

① 「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」

物語の作中人物「私」が語り手となり、かつ「私」に内的焦点化する言説タイプである。私の視野から知覚・認識しうる範囲に限定された情報が一人称で語られる。虚構的物語言説、現実的物語言説を問わず、広く見られる言説タイプである。現実的物語言説としては、自伝¹⁹⁾や「告白体の物語」と呼ばれるエスノグラフィ²⁰⁾、私の体験を報告するルポルター

現実的物語言説の構造

ジュなどがこれに該当する。

⑤「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」

作中人物ではない暗黙の語り手が語り、かつ作中人物ではない物語世界の中のある一点が焦点として設定され、作中人物の外面的言動は記述されるが、その内面的思考感情は記述しえない言説タイプである。結果として三人称記述となる。虚構的物語言説でいえば、いわゆるハードボイルド小説がこれに該当する。現実的物語言説では、新聞報道、「写実主義の物語」と呼ばれるエスノグラフィー²¹⁾、ルポルタージュなどに一般的な記述タイプである。

④「物語に異質な語り手」かつ「内的焦点化」

物語の作中人物ではない暗黙の語り手が語り、かつ登場人物である「彼」や「彼女」に内的焦点化する言説タイプである。「彼」や「彼女」の視野から知覚・認識された外界や内面的思考感情が三人称で語られる。虚構的物語言説では一般的に採用されている。現実的物型言説ではニュージャーナリズムの諸作品などに見られるタイプである。ただし現実的物語言説にこのタイプが採用された場合、書き手＝語り手が他者に憑依し、他者の視野と思考感情を我がもののように語りうる根拠の問題、そして書き手の出来事経験の位相の消失の問題などが発生する。

⑥「物語に異質な語り手」かつ「無焦点化」

作中人物ではない暗黙の語り手が、出来事や作中人物の外面的言動および内面的思考感情の全てを見通す視野から語る言説タイプである。結果として三人称記述となる。虚構的物語言説では、その虚構世界を創造したのは書き手であり、語り手がこの神のような万能の視点を持つことに何も問題はない。無焦点化で記述される歴史小説も、現実の歴史的出来事を素材としているとは言え、それが「小説」であれば問題はない。しかし現実的物語言説にこのタイプが採用された場合、このような万能の焦点化が成立しうる根拠が問題となる。

②「物語に等質な語り手」かつ「外的焦点化」

作中人物として登場する語り手が語り、かつ作中人物の外面的言動しか観察し得ぬ視野から語られる言説タイプである。ジュネットはカミュの『異邦人』をこのタイプの数少ない事例として挙げる²²⁾。しかし、このタイプは①「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」の形式をとりながら、物語に登場する語り手の「私」が自らの内面的思考感情には一切言及せず、外面的事象の観察記述に終始するケースとみなすことができる。ルポルタージュなどでは、語り手の「私」は登場するものの「私」の内面を一切語らず、私と他者の外面的な言動や外界のみが「私は見た、聞いた、言った、やった」といった具合に証言風に語られる記述

がありうる²³⁾。したがってここでは、この②タイプの記述は①「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」に包摂されるものとする。

③「物語に等質な語り手」かつ「無焦点化」

作中人物として登場する語り手「私」が語り、かつ出来事や他の作中人物の外面的言動および内面的思考感情の全てを見通す視野から語る言説タイプである。他者の内面をすべて見透かし、ときには時間と空間を超越して事物の因果を見通しながら語る全能の「私」が語り手となる。虚構的物語言説では可能であるが、現実的物語言説では通常不可能と考えられる²⁴⁾。

虚構的物語言説ではこれらすべての言説タイプが可能である。しかし現実的物語言説では、上記6タイプのうち、①「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」、⑤「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」が一般的に採用される。また④「物語に異質な語り手」かつ「内的焦点化」および、⑥「物語に異質な語り手」かつ「無焦点化」は、問題を孕みつつも時に採用されるタイプである。

次節以降、これら現実的物語言説の4つのタイプについて検討をおこなうことにする²⁵⁾。

6. 「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」による現実的物語言説

伊奈の村は対馬も北端に近い西海岸にあって、古くはクジラのとれたところである。私はその村に三日いた。二日目の朝早くホラ貝の鳴る音で目がさめた。村の寄りあいがあるのだという。朝出がけにお宮のそばを通ると、森の中で大ぜいの人があつまっていた。私はそれから、村の旧家をたずねていろいろ話をきき、昼すぎまたお宮のそばを通ると、まだ人々がはなしあっていた。

これは宮本常一の民俗誌『忘れられた日本人』冒頭の一節²⁶⁾である。書き手宮本常一は作中人物「私」として物語を語る語り手となり（物語に等質な語り手）、また、私の視野から知覚・認識しうる範囲の限りにおいて把握された事象が記述されている（内的焦点化）。日本語の慣例で「私」が省略されている部分もあるが、記述全体をつうじて語り手と焦点化子が「私」であることは明白である。このタイプの記述では、私の行為や内面的思考・感情あるいは私の視野から知覚・認識された外界は記述されうるが、他者については、その言動の外面は記述しうるが、内面はあくまで推定・想像としてしか記述しえない。

経験位相に関しては、「私はその村に三日いた」、「二日目の朝早くホラ貝の鳴る音で目がさめた」、「朝出がけにお宮のそばを通ると、森の中で大ぜいの人があつまっていた」、「私はそれから、村の旧家をたずねていろいろ話をきき、昼すぎまたお宮のそばを通ると、まだ

現実的物語言説の構造

人々がはなしあっていた」など「体験」の記述が大方を占めている。「村の寄りあいがあるのだという」は明白な「伝聞」記述であり、「古くはクジラのとれたところである」も伝聞記述とみなしてよいだろう。

以下にあげるのは、このタイプの記述の経験位相別の特徴を強調した記述例である。書き手にとって他者である田中さんが笑うという出来事について、「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」を採用しながら三つの経験位相（現場体験、伝聞経験、推定・解釈・想像）を書き分けたものである。なお、伝聞経験による記述は、伝聞情報が、特定人物の語りである場合（B1）と、文献などの資料である場合（B2）に分けてある。

- A. 私はその時、田中さんが笑っているのを、見た。（現場体験）
- B1. 私は、佐藤さんから、その時田中さん笑っているのを、見た、と聞いた。（伝聞経験）
- B2. 私は、この資料に、その時田中さんが笑っていた、と書いてあるのを、読んだ。（伝聞経験）
- C. 私は、…を根拠に、その時田中さんが笑っていた、と推定する・と解釈する・と想像する。
（推定・解釈・想像）

上の各記述例では、「書き手」と想定される「私」が「物語に等質な語り手」として記述内部に登場し、田中さんという人物に関する「出来事」をめぐって、「私」の知覚・認識の枠組みによって「焦点化」された「現場体験」や「伝聞経験」あるいは「推定・解釈・想像」を語っている。

A, B, C それぞれの記述における語り手、焦点化と記述内主体の明示、記述内容の信憑性保証の関係について検討してみよう。

「A. 現場体験」では、「私は、出来事の現場を、見た」という形で一人称の語り手「私」（物語に等質な語り手）が記述の中に登場し、テキスト内部の責任主体が「私」であることが明示される。この語り手の「私」とは、表紙や奥付を含めたテキスト全体のどこかに明記されている著者の固有名詞を指示する「私」である。「私」は固有名詞によって具体的に特化される実在の人物として、テキスト内外にまたがる責任を引き受ける。また、焦点化主である「私」とその知覚が「私は…見た」と記述されることによって、経験位相が現場体験にあることが明示されている。

「B. 伝聞経験」の記述でも「A. 現場体験」と同様、「私は、誰それから出来事の伝聞情報を、聞いた」「私は、出来事に関する資料を、読んだ」という形で語り手「私」が記述の中に登場し、記述内部の責任主体「私」が明確に示される。また、焦点化主である「私」とその知覚の記述（「私は…聞いた、読んだ」）を通じて経験位相が伝聞体験であることが明らかにされ、さらに、この伝聞情報の出所が特定の情報源人物、資料等であることが示されることによって、言説の信頼性と信憑性が保証されている。

「C. 推定・解釈・想像」の記述では、「私は、…を根拠に、出来事についてこのように、

推定する・解釈する・想像する」という形で、語り手「私」が記述の中に登場し、記述内部の責任主体「私」が明確に示されている。また、焦点化主である「私」の認識（「私は、…を根拠に、…のように、推定する・解釈する・想像する」）を通じて経験の位相（推定・解釈・想像）が明示され、さらに「…を根拠に」という形で根拠情報が明示されることによって、言説の信頼性が確保されている。

日本語の日常的語感からすれば、つねに「私」を立て、「私は、どうした・こうした」と述べ立てる記述はくどい。しかし、いちいち「私」を立てる冗長な記述の重要な特徴は、「私」という一人称の「語り手」が記述内責任主体として明示されると同時に、「私」の知覚を通じて「焦点化」された出来事経験が私の視点から描写されることによって、記述内容の信頼性や信憑性の確保に必要とされる書き手の経験の位相が明確に示されざるをえない点にある。「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」の言説タイプにおけるこの特徴の重要性は、再確認される必要がある。

なお留意すべき点は、「私」の省略という事態である。日常的な日本語の会話や記述ではしばしば「私」が省略されるが、「私」が表示されずとも、語り手は「私」であることが明白な記述は、「物語に等質な語り手」による記述から単に「私」が省略されただけで、それは物語に等質な語り手による語りとみなすことができる。ただし次節でとりあげる「物語に異質な語り手」の場合も、その語り手の形式的必然として「私」は記述に出現しえず、「私」ぬきの記述となる。「私」が登場しないという点で両者は一見似ているが、語り手の類型はまったく異なる点に留意する必要がある。

7. 「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」による現実的物語言説

霧のような雨が降る中、小泉首相の車列が到着した。昨年10月は第二鳥居の外側で車を降り、一般参拝者と同様に拝殿で参拝したが、今回は到着殿に車で乗り付けた。モーニング姿の首相は到着殿から本殿へ。うつむき加減に階段を上り、本殿の中へ。その背中に、拝殿の外側から大勢の人たちが一斉にカメラ付き携帯電話を向けた。この日は早朝から、参拝を見届けようと多くの人が詰めかけた。日の丸を手にした人たちも。小泉首相が姿を見せると参拝者が押し寄せ、「万歳」の歓声が上がった。神社近くの路上では、靖国に合祀されている台湾の原住民の遺族ら約50人が、郷士の取り下げや首相の参拝反対を訴えて座り込んだ。

これは新聞記事の一節²⁷⁾である。客観視された出来事の現場は前景化されるが、語り手の存在は背後に隠れ見えにくい。この物語内部に登場人物として現れぬ物語に異質な暗黙の語り手が「記者」であることは明白だが、語り手≒書き手としての記者は黒子と化し見えにくい。また、事物を外部から客観視する外的焦点化が採用された結果、焦点化対象である主役登場人物「小泉首相」や、脇役登場人物「大勢の人」、「多くの人」、「日の丸を手にした人」、

「参拝者」、「台湾の原住民の遺族」などの外面的言動に関する観察結果が、これらの三人称を主語として語られることになる。登場人物の内面は暗黙の語り手による外部からの推定、解釈、想像として語られうるが、内的焦点化かつ物語に等質な語り手を採用する前述の記述タイプのように、語り手「私」が登場し自らの内面的思考感情を語ることはない。

以下にあげるのは、この「物語に異質な語り手かつ外的焦点化」タイプの記述の経験位相ごとの特徴を強調した記述例である。ここでは「物語に異質な語り手かつ外的焦点化」タイプと前出「物語に等質な語り手かつ内的焦点化」タイプを比較し両者の差異を明確にするため、先と同様の出来事事例（書き手にとって他者である田中さんが笑うという出来事）を採りあげ、三つの経験位相（現場体験、伝聞経験、推定・解釈・想像）を書き分けた記述例を検討する。

- a. その時、田中さんが笑った。（現場体験）
- b11. 佐藤さんは、その時田中さんが笑った、と語った。（伝聞経験）
- b12. 佐藤さんによれば、その時田中さんが笑った、そうだ・とのことである。
- b2. この資料によれば、その時田中さんが笑ったそうだ。（伝聞経験）
- c. …を根拠にすれば、その時田中さんは笑った、ようだ。（推定・解釈・想像）

前出「物語に等質な語り手および内的焦点化」による記述（「A」、「B」、「C」）と比較すれば、この「物語に異質な語り手かつ外的焦点化」による記述（「a」、「b」、「c」）には「書き手」を想定させる「私」という具体的「語り手」が記述の中に登場しておらず、また「焦点化」を引き受ける作中人物「私」も登場しない。記述の中に登場し自ずと記述主体であることを表明してしまう物語に等質な語り手「私」に代わり、記述内人物として登場しない「暗黙の語り手」が語ることになる。そして焦点化も、焦点化人物「私」による内的焦点化に代わり、物事を外から客観的に眺める外的焦点化がおこなわれ、三人称の登場人物（田中さん、佐藤さん）にまつわる出来事・言動の外面に限定された焦点化内容が、暗黙の語り手によって外部から客観的に語られる。登場人物の内面は暗黙の語り手による外部からの推定、解釈、想像として語られうるが、「物語に等質な語り手かつ内的焦点化」の言説タイプのように、語り手の「私」が「私」に焦点化し自らの内面を語ることはない。

7. 1 「私」の消失と経験内容の前景化

外的焦点化と物語に異質な語り手の組合せによる言説タイプの必然として、語り手としての「私」および焦点化主としての「私」が姿を消し、以下二つの効果がもたらされる。

第一に、前出「A」「B」「C」の記述では明確に示されていた書き手≡語り手としての「私」が記述の中から消失し、記述内責任主体が見えにくくなる。

第二に、「A」「B」「C」の記述では、焦点化人物「私」を通じて、「私は…見た、聞いた、知った、推定・解釈・想像した」といった形で経験位相が必然的に明示されることになるが、

焦点化人物「私」が消失した「a」「b」「c」の記述では、本来は書き手本人の知覚・経験と分かちがたく結びついていたはずの現場体験情報、伝聞情報、推定・解釈・想像内容そのものが、実在の書き手の存在とその経験という枠組みから遊離して前景化される。

7. 2 経験位相の補完—モダリティ表現

上述の第二の効果と関連するが、「b」「c」の各記述では、経験位相を明示する言葉「私は…聞いた、知った、推定・解釈・想像した」が削除された結果、これらの削除を補完し「私」抜きに私の経験位相を示すために、「○○さんによれば、…だそうだ・とのことである」(伝聞)、「○○を根拠とすれば、…のようだ・の模様である・の見通しである・とみられている」(推定・解釈・想像)などのモダリティ表現(下線部)が文中・文末に付け加えられている。「私」を語り手とし「私」に焦点化する内的固定焦点化の記述では、必然的に経験位相は明白となる。しかし「私」を削除し外的焦点化を採用した場合、伝聞であれば「○○によれば…だそうだ・とのことである」、推定・想像・解釈であれば「○○を根拠とすれば、…のようだ・の模様である・の見通しである・とみられている」などのように、文中・文末のモダリティ表現によって経験位相が示される必要がある²⁸⁾。

現実世界に関わる記述における書き手の伝聞記述の重要性は言うまでもないが、書き手自身の推定・解釈記述も重要な位置を占めている。「私」の使用を封じられた本タイプの言説において、書き手が自らの伝聞経験や推定・解釈・想像を表明しようとするれば、このようなモダリティ表現に頼らざるをえない。そしてその際には、伝聞記述であれば根拠としての伝聞情報源が、推定・解釈・想像の記述であればその根拠となる情報源や論理などが示される必要がある。

以下、各経験位相ごとの記述の特徴について、その細部をみてゆくことにする。

7. 3 「a. 現場体験」記述の特徴

外的焦点化の叙法を用いた「a. 現場体験」の記述では、「私」の削除の必然として「私」に内的焦点化した記述は不可能となり、出来事や人物の言動の外面对する観察に限定された記述がおこなわれる。語り手の「私」は無人称の黒子と化し記述主体が見えにくくなると同時に、書き手本人の知覚・経験と分かちがたく結びついていた現場体験情報そのものが「私」という焦点化主抜きに現れ、あたかも「現場の出来事が自らを語る」かのような記述効果が生まれる。読者は、書き手≡語り手としての「私」、焦点化主としての「私」の介在に煩わされることなく、出来事の現場に立ち会っているかのような感覚をいただく。

「私」が語り手として登場する記述では、否応無く「私」が記述内責任主体の位置付けを与えられるのと比べ、「私」が削除された「a」の記述では、語り手の位置が記述内容の外に移動し、かつ無人称化される。記述内責任主体の所在の明白さという点から見れば、無人称

現実的物語言説の構造

の暗黙の語り手は「私」に劣る。しかし、この暗黙の語り手が外からの観察に徹した記述を貫き通し、暗黙の語り手としての位置付けを一貫して維持しているのであれば、記述内責任主体として役割を果たしていると考えてよい。

記述内容の信憑性は、経験位相の明示とそれに付随する情報源の明示によって保証される。「a」の場合、記述内部あるいは記述の前後で、書き手の現場体験にもとづく記述である旨が示されていれば問題はない。しかしその旨が示されていない場合、読み手はこの「現場の出来事が自らを語る」かのような記述の信憑性を判断する手掛かりを失い、書き手を信頼するほかない。

7. 4 「b. 伝聞経験」「c. 推定・解釈・想像」記述の特徴

「b. 伝聞経験」「c. 推定・解釈・想像」の記述例でも「a. 現場体験」と同様、語り手は黒子の暗黙の語り手と化し、記述内部の責任主体は背景に退く。そして焦点化は、外部の観点から対象や人物の外面に限定しておこなわれ、書き手本人の知覚・認識と分かちがたく結びついた伝聞体験情報、推定・解釈・想像内容そのものが「私」という焦点化主抜きに現れている。

これら b, c の記述では、明確な語り手「私」を立て「私」を焦点化主とする「B」「C」と比較すれば、記述内主体としての語り手および経験位相を示唆する焦点化主ともに背景に退き見えにくくなっている。「私」が語り手として登場する記述では、否応無く「私」が記述責任主体の位置付けを与えられるのと比べ、語り手が黒子と化した「b」「c」の記述では、記述内主体が具体的な形で登場していない。しかし、「a」の場合と同様、この無人称の暗黙の語り手が外からの観察に徹した記述を貫き通すという機能を忠実に果たし、暗黙の語り手としての位置付けを維持しているのであれば、記述内責任主体として役割を果たしていると考えてよい。

また伝聞記述の記述内主体に関しては、以下の点に留意しておく必要がある。そもそも伝聞記述とは、物語世界外部に位置する書き手≒語り手（第一次の語り手）が、物語世界の内部に位置する登場人物・情報源（第二次の語り手）の語るメタ物語を聞いた経験を語った記述である。そこでは水準を異にする語りの入れ子構造が記述責任の入れ子構造を生み出していると考えられる。したがって、伝聞記述を記述責任の観点からみると、書き手≒語り手（第一次の語り手）の記述主体としての責任および記述内容の信憑性のみならず、メタ物語を語る「登場人物・情報源（第二次の語り手）」の記述主体としての責任およびメタ物語内容の信憑性が問題となる。

7. 5 伝聞記述におけるモダリティ表現と情報源

伝聞記述における記述内容の信憑性は、情報源および経験位相の明示によって保証される。

「b11. 誰それは、…、と語った」 「b12. 誰それによれば…だそうだ・とのことである」 「b2. その資料によれば、…だそうだ・とのことである」などの形（ここで情報源は伝聞内容に責任を負う第二次の語り手であり、「だそうだ」「とのことである」は伝聞経験を示すモダリティ表現である）で、情報源および経験位相（伝聞体験）が明確に示されている必要がある。また、情報源は、その情報源がもたらした情報内容の信憑性に関する責任を担いうるレベルで、具体的に特定され明示されなければならない。

したがって情報源が明示されぬ場合、例えば、「その時田中さんが笑ったそうだ・とのことである」（前出「b12.」から伝聞情報源「佐藤さんによれば」を省略した記述。下線部はモダリティ表現）のように伝聞記述の根拠となる情報源が明示されぬ場合、それがやむを得ぬ事情によって情報源が伏せられたのか、あるいは曖昧な情報源にもとづき伝聞風の推定・想像記述がなされたのか、読者は判断できない。

また情報源が曖昧にしか示されぬ場合、それは、情報源を特定化しないことを情報提供の条件とした情報源側の要請の結果であるのか、綿密な伝聞聴取にもとづかぬゆえに情報源を特定化し明示できないのか、不明である。情報源の非明示および曖昧化は、伝聞内容（メタ物語）の語り手（第二次の語り手）の責任の所在を不明確にすると同時に伝聞内容の信憑性を疑わしいものとし、ひいては無人称の第一次の語り手による記述内容の信憑性に疑問を生じさせる。

7. 6 推定・解釈・想像記述におけるモダリティ表現と情報源・根拠

「c. 推定・解釈・想像」における記述内容の信憑性は、「c. …を根拠とすれば、…と推定される・解釈される・想像される」などの形で、推定や解釈の根拠および経験位相（推定・解釈・想像）が明確に示されることによって保証される。その際、推定・解釈・想像をおこなう主体は、無人称の暗黙の語り手として内容を記述する書き手であることは言うまでもない。

ただし「c. 推定・解釈・想像」の記述に根拠が示されない場合（根拠が省略される理由は、根拠を伏せざるを得ぬ何らかの事情ゆえであったり、紙幅の都合であったり、あるいは根拠薄弱ゆえに呈示し得ないなど、さまざまであろう）、根拠抜きの「～のようだ」「～とみられる」「～の見通しである」などのモダリティ表現をとともなう推定・解釈記述が現れてくる。

根拠が示されぬまま「～とみられている」「～とみられる」「～の見通しである」などのモダリティ表現が使われた場合、みている主体や見通している主体は、第一次の語り手としての書き手本人とも第二次の語り手としての隠れた情報源どちらともとれる奇妙な記述として現れてくる。そこに示された経験位相が推定・解釈なのか伝聞経験なのか、読者は判断することができない。この種の根拠を明示しない記述を用いれば、不確実な伝聞情報にもとづく推定あるいは伝聞を装った書き手の恣意的推定を語る事が可能となる。

8. 「物語に異質な語り手」かつ「内的焦点化」による現実的物語言説

「最早、日本は革命前夜の状況にあるといっても過言ではありません。青年は、今すぐ起って左翼と対決しなければならない！」と赤尾が鋭くいった時、二矢は自分の体の奥深いところから震えはじめていることに気がついた。二矢はもっと赤尾の演説を聞きたいと思った。演説が終わり、次の場所へ移動しようとしていたトラックに飛び乗り、次の場所まで連れて行ってくれと頼んだ。(中略)そして、赤尾の話に聞き惚れた。別れ際に、ひとりの党員が、「いつか本部の方にも遊びに来るといい」と優しくいつてくれた。(中略)その時、二矢は行こうと決心する。「遊びに」ではなく、「入党」するために……。

これはニュージャーナリズムの手法によって書かれたノンフィクション作品²⁹⁾である。

前述「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」の言説タイプでは、書き手の出来事経験は語り手「私」によって語られざるをえなかった。また、「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」の記述タイプでも、「私」が消失することによって、「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」の記述のように書き手の経験位相は直接表現されないものの、それを暗示するモダリティ表現が補完的役割を果たしていた。しかし、「物語に異質な語り手」と「内的焦点化」の組合せが採用された場合、書き手の出来事経験の位相を示す痕跡は完全に消失する。

また、このタイプの記述では、物語の作中人物ではない暗黙の語り手(≒書き手)が語り、かつ登場人物である「彼」や「彼女」に内的焦点化がおこなわれ、「彼」や「彼女」の視野から知覚・認識された外界や内面的思考感情が三人称を主語として語られる。言わば語り手が他者に憑依した言説タイプといえよう。他者に憑依し、他者の視野と思考感情を我がもののように記述することが果たして可能なのか。

他者の内面的思考感情は、書き手にとって、あくまでも伝聞または推定・解釈・想像の経験位相領域に属する出来事である。したがって、他者の思考感情を書こうとするならば、書き手は、他者から直接その状況における思考感情の内容を聞き出す、あるいは、他者が思考感情について語り記述した記録資料に接するなどの調査取材を経ねばならない。また、当該他者周辺の別の他者に調査取材し、当該他者の言動や様子など思考感情に関連した情報を入手する必要がある。

このような伝聞情報にもとづき、かなりの確度で他者の思考感情を把握しえたとしても、書き手が本来なしうることは、書き手自らの経験の位相を物語内部に明示あるいは暗示しながら伝聞情報を引用、転記する、あるいは伝聞情報その他にもとづく書き手の推定・解釈・想像を、あくまで推定・解釈・想像として呈示することに限られるはずである。

他者である彼や彼女を主語とし、彼や彼女の視野で語られるこのタイプの言説では、彼や

彼女自身の経験は前景化されて語られうるが、その語りをおこなう暗黙の語り手（≒書き手）の経験内容と経験位相は、背景に退かざるをえない。彼や彼女の視野からなされる語り、書き手の伝聞にもとづくものなのか推定や解釈、想像なのか、その根拠は何か、暗黙の語り手が何も語ることできぬ形式がこのタイプの言説の特徴である。

ニュージャーナリズム³⁰⁾などにみられるこのタイプの物語言説は、書き手の経験位相や根拠をテキスト内部に明示しえぬという点で、記述責任を全うしえぬ物語言説とみなさざるをえない。厳格な立場からすれば、これは現実的物語言説ではなく虚構的物語言説であると判断されよう³¹⁾。

このタイプの物語言説が現実的物語言説として成立しうるためには、書き手の経験位相や記述の根拠を補完するさらに別個のテキスト外部の要素が必要とされる。すなわち、公表以前の段階においては、徹底した調査取材にもとづき他者の言動や内面に関する多角的かつ確度の高い情報を収集していること、必要な際には記述対象者による事前の原稿チェックを受ける等が記述責任履行の一環として必要とされる。そして公表段階においては、書き手の誠実性や専門性にたいする読者の信頼にこたえることが求められる。現実的物語言説ではタイプを問わず書き手の誠実性が要請されるが、書き手の経験位相や根拠が示されぬこのタイプの物語言説ではなおさら、書き手の誠実性と専門性にたいする読者の信頼があってはじめて、それは現実的物語言説として読者に受け入れられる。

9. 「物語に異質な語り手」かつ「無焦点化」による現実的物語言説

なま暖かい風のなかで妙な胸苦しさを覚えた漱石は、そばに控えて団扇で風を送っていた鏡子に、暑苦しくていけないから、もう少しそっちへどいてくれ、といった。鏡子は八月十九日、ようやく開通した汽車を乗り継いで修善寺に到着していた。

しかし不快感はいっこうに去らず、漱石はあお向けの姿勢から、右を下に寝返りを打とうとした。そのときなにかがはげしくこみあげ、口をついた。

つぎの瞬間、漱石は洗面器のなかにおのれが吐いた血をはっきりと見た。それは巨大な八百グラムの血塊だった。ゼリー状のそれは、生きものの肝臓のように不気味な姿で白熱電球の光を照り返していた。

「つぎの瞬間」と漱石は信じたが、嘔吐の一瞬から洗面器中の血塊を認めるまでに、実は三十分の時間が経過し、その間漱石は死んでいたのだった。そのことを一ヵ月後に鏡子から聞かされ、漱石は言葉を失った。

これは、伊豆修善寺で療養中の夏目漱石に起こった出来事を記した文である³²⁾。登場人物として現れぬ物語に異質な語り手は、歴史的時間をさかのぼり、歴史的現場における他者の内面に憑依し、出来事の因果を歴史的時間のなかで見通しうる神のような視野＝無焦点化の

現実的物語言説の構造

能力をもつ語り手である。

この語り手が作者であることはあきらかである。そして、この生身の作者が過去にタイムスリップし、他者・漱石に憑依してその内面を漱石自身のように感覚することも、あきらかに不可能と思われる。では、いかなる根拠によってこのような記述が可能なのか。

漱石は現存しない歴史的人物であり、漱石に関する作者の知識は、伝聞情報とそれにもとづく作者の思考の結果から成り立っていると考えられる。ただし、漱石自身が残した記述や漱石について書かれた記述、漱石周辺の人々の記述、漱石が生きた時代にかかわるその他もろもろの膨大な資料を、この書き手は伝聞情報として収集し読み込んでいるものと推定される。この伝聞情報にもとづき相当の確信をもって推定、解釈された過去の出来事象を、この書き手は「この伝聞資料によれば、……であった、と推定される・解釈される・想像される」と記述するのではなく、記述対象である漱石自身の意識の流れ、あるいは歴史的事実の光景としてまざまざと描写する。

ここでは、書き手の経験位相は不明でしかも記述の根拠や出典はほとんど示されない。学術的慣行からすれば、根拠不明で信頼性、信憑性に問題がある記述とみなされよう。

しかし、一つの解釈、仮説であることを書き手と読者間の了解事項としたうえで、ありえたかも知れぬ歴史的現実の細部、シーンを描写する仮説や解釈の提示方法を一概に否定すべきではない。これもまた、歴史的出来事に関する解釈、仮説を提示する現実的物語言説のタイプと考えてよい。ただし、乏しい伝聞資料にもとづき想像力を駆使してすべてを描いてしまえば、それは虚構的物語言説、小説と呼ぶほかない。

おわりに

本稿は、主にジュネットの物語論によるテキスト分析の枠組を参照しつつ、虚構的物語言説を主たる分析対象とする従来の物語論に欠落していたテキスト外部の諸要素を考慮したうえで、現実的物語言説の諸形式について整理と検討を試みたものである。

現実的物語言説は書き手の現実世界における経験が表象された言説であり、テキスト外部の書き手と現実世界の関係から生ずる諸要因によって、テキスト内部の言説は一定の制約と形式を課せられる。ここでは、記述責任、書き手、語り手、経験位相、情報源や根拠、焦点化、モダリティ表現などのテキスト内外の諸要素とそれらの連関を検討することによって現実的物語言説の特徴を明らかにし、さらに、語り手と焦点化の組み合わせから必然的に類型化される物語言説の諸タイプの中から現実的物語言説に採用されうる4タイプをとりあげ、各タイプの言説が経験位相を語る形式について検討を加えた。

これら4タイプの言説形式のうち、「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」のタイプおよび「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」の二つは、現実的物語言説の典型的構造

を析出するうえで重要な言説タイプである。エスノグラフィー、歴史記述、ルポルタージュ、報道記事などの言説の多くは、これら二タイプのいずれかを採用している。

残り二つの言説タイプ、「物語に異質な語り手」かつ「内的焦点化」のタイプおよび「物語に異質な語り手」かつ「無焦点化」のタイプを採用する現実的物語言説は、物語言説の現実的／虚構的を厳格に判別しようとする立場からすれば、物語内容は現実的であるが物語形式からみれば虚構的であるとみなされ、現実的物語言説としての資格に欠けると判定されるかもしれない。しかし、虚構的物語言説「的」な形式をとりながら、現実世界の出来事に関する解釈、仮説を提起する現実的物語言説としてこれらのタイプを受け入れることは可能である。ただしその際には、書き手にたいする読者の信頼を前提としたうえで、解釈や仮説を裏打ちする書き手の伝聞情報の量と質、そして解釈や仮説をささえる論理の深さがその言説の信頼性、信憑性を判断する基準となろう。

なお、本稿では言説の信頼性や信憑性が厳格に問われる物語言説ジャンルを念頭に置いて検討をすすめてきたが、現実的物語言説を「現実世界について記述をおこなおうとする言説一般」にまで拡大してとらえれば、ここでとりあげたタイプ以外の多様な言説ジャンルが現に存在する³³⁾。それらのなかには、虚構的物語言説に近似した内容と形式をとるものもある。それらの整理、検討と個別の分析は、今後の課題とする。

*本論文は、東京経済大学 2005 年度国内研究助成の成果である。『コミュニケーション科学』前号に掲載予定であったが、前号が休刊となったため本号にあらためて掲載されたものである。

注

- 1) ジェラルド・ジュネット (1972) 『物語のディスコース 方法論の試み』花輪光, 和泉涼訳, 水声社, 1997 年, ジェラルド・ジュネット (1983) 『物語の詩学 続・物語のディスコース』和泉涼, 神郡悦子訳, 水声社, 1999 年, ジェラルド・ジュネット (1991) 『フィクションとディクション』和泉涼, 尾河直哉訳, 水声社, 2004 年, 参照。
- 2) ジュネットは「事実的物語言説」の用語を苦し紛れに使用するが(ジェラルド・ジュネット (1991) 前掲訳書, 56 頁), 「事実」という語は、真偽判断によって最終的には「真の事実」と「偽の事実」を確定しようというニュアンスを含む。しかし, 「事実」とは共有された特定の集団的解釈枠組にもとづく「制度的事実」であり, 解釈枠組みに依存して事実の真偽判断は流動する。集団的解釈枠組みからはずれた個人, 集団が経験した現実や認識は, 制度的事実としては偽と判定されるかもしれない。ここでは, 制度的事実からはみだした個人や集団の主観的現実にかんする言説をも含めるという意味で, 「事実」の語を避け, 「現実的物語言説」の語を採用する。
- 3) ただし, 現実世界の実在の人物をモデルとして小説内の登場人物が造形され, 当該の実在人物がその物語における登場人物の語られ方に不満, 疑義を書き手に申し立てることがある。モデルとされた実在の人物のプライバシー権, 名誉権と書き手の表現の自由をめぐる係争となるケースである。柳美里 (2005) 『石に泳ぐ魚』新潮社, などがその例である。
- 4) ジョン・R・サール (1969) 『言語行為 言語哲学への試論』坂本百大, 土屋俊訳, 勁草書房,

現実的物語言説の構造

- 2004年, 124頁。なお, 陳述(主張, 断言)する発語内行為によって言及される現実世界の「事実」とは, 「生の事実」ではなく「制度的事実」であり, 制度的事実は制度を成り立たせている一連の「構成的規則」を参照することによって認識, 解釈, 表現されうる, という点についてサールは強調していることを付け加えておく(サール, 同書, 87-93頁)。
- 5) サール(1969)前掲訳書, 124頁
 - 6) エミール・バンヴェニストは, 歴史的記述にふれながら, 「物語のなかに話し手が全く介入することなく, ある時点に生じた事実を提示するものである」, 「実際, もはやこのときは語り手さえ存在してはいない。出来事は, それが歴史の視界に現れるにつれて生じたものとして提示される。ここにはだれ一人話すものはいないのであって, 出来事自身がみずから物語るかのようである」と述べる(バンヴェニスト(1966)『一般言語学の諸問題』岸本通夫監訳, みすず書房, 2000年, 218頁, 223頁)。ただしこれは, ジュネットが指摘するように(ジュネット(1983)前掲訳書, 104頁), 語り手が「いない」のではなく, 「出来事自身がみずから物語るかのよう」に語らせる語り手がいると解するべきであって, 語り手が語らなければ, 物語は存在しない。この「いないかのよう」な語り手が, 物語に異質な語り手, 暗黙の語り手である。
 - 7) ジュネット(1972), 前掲訳書, 286-289頁
 - 8) ただし虚構的物語言説であっても, 作者が「私」として登場し虚構を語ることは不可能なことではない。また, 作者の声は物語に突然介入することは常に可能であり, その際には, 一時的に語り手=作者となる。
 - 9) ジュネット(1991)前掲訳書, 65-71頁
 - 10) ルジェンヌは自伝における「私」の考察において, バンヴェニストが「「私」の概念は存在せず, 「私」はそれが発せられる度に, 話すところの, かつ彼が話す事実自体から私たちが同定するところの人, を指示する」と指摘するのに対し, 「人と言説が, 一人称において連結されるまさにそれ以前に連結されるのは, 固有名詞においてであり」, その作者名として表記される固有名詞は, 「社会的慣習によって, 実在の人物の責任と拘束と結ばれて」おり, この固有名詞によって指示された実在の作者は「書かれたテキスト全体の言表行為の責任を, 最終的に自分に帰すように求め」ものであると述べ, 現実的言説における「私」と「固有名詞」との関係を再確認している。フィリップ・ルジェンヌ(1975)『自伝契約』花輪光監訳, 水声社, 1993年, 23-28頁
 - 11) ジュネット(1991)前掲訳書, 65-71頁も参照のこと。
 - 12) 沢木耕太郎, (1997)『紙のライオン 路上の視野I』文藝春秋, 60頁
 - 13) ジュリア・クリステヴァ(1969)『記号の解体学—セメイオチ』原田邦夫訳, せりか書房, 1983年, 61頁。伝聞記述内容の信憑性は, 形式的には, 書き手がその出来事の第三者であり, 出来事の当事者または第三者である他者の語りや記述, 他者が作成した資料などの伝聞情報にもとづいてその記述がなされていることが明示されていれば, とりあえず確保されていると考えてよい。しかし, 伝聞記述の形式を満たしているからと言って, 伝聞記述内容の信憑性が保証されるわけではない。ここではさらに, 伝聞情報自体の信憑性が問われる。その伝聞情報源が「信頼できる筋」なのか否か, 情報源と情報内容に関する書き手の判断的確性が求められる。間テキスト性には, このような伝聞情報の信憑性, 信頼性の連鎖が内包されている。
 - 14) ジュネット(1983)前掲訳書, 78-79頁
 - 15) ジュネット(1972)前掲訳書, 223-224頁

- 16) ジュネット (1972) 前掲訳書, 224 頁
- 17) ジュネット (1972) 前掲訳書 222 頁
- 18) ジュネット (1983) 前掲訳書, 121-137 頁
- 19) 自伝の形式についてはルジェンヌ (1975) 前掲訳書を参照のこと。ただし, ルジェンヌそしてルジェンヌに準じて書き手, 語り手, 登場人物の三者関係を検討するジュネットも, 書き手=語り手=登場人物の形式によって登場人物の「私」がもっぱら他者について語る類の「自伝的他伝」を見逃している。
- 20) ジョン・ヴァン・マーネン (1988) 『フィールドワークの物語 エスノグラフィーの文章作法』森川渉訳, 現代書館, 2001 年, 132-172 頁
- 21) ジョン・ヴァン・マーネン (1988) 前掲訳書, 89-131 頁。マーネンは写実的物語について「写実的物語の語り手は非人格的な伝達者としてのポーズをとる。…個人的偏見や政治目的, あるいは道徳的判断に汚染されていない多少とも客観的なデータを, 調整のとれた知的スタイルで伝えるのである。故意の中立性が写実的物語を特徴づけている」(マーネン, 前掲訳書, 92 頁), 「著者の存在は, フィールドワークの諸条件, 方法論などを記述した本文以外の部分に追いやられる」(マーネン, 前掲訳書, 93-94 頁) と述べる。
- 22) ジュネット (1983) 前掲訳書, 128-137 頁
- 23) トレーシー・キダー (1981) 『超マシンの誕生—コンピュータ野郎たちの 540 日』風間禎三郎訳, ダイヤモンド社, 1982 年, はその事例である。
- 24) ただし, 自らの通常一般とはかけ離れた知覚や認識をかたく信じ, 「これが私の現実である」と主張する言説はありうる。
- 25) 以下, 「物語に等質な語り手」かつ「内的焦点化」による物語言説, および「物語に異質な語り手」かつ「外的焦点化」による物語言説については, 新聞報道の言説を考察した拙稿(池宮正才 (2007) 「国際的情報発信にかかわる日本の報道記述形式の問題点—記述責任, 経験位相, 語り手, 焦点化, モダリティについて—」(国際メディア・コミュニケーション研究所国際情報発信研究会・有山輝夫他「日本における海外報道機関記者 (1)」, 第 11 章) 『コミュニケーション科学』NO. 25, 東京経済大学コミュニケーション学会, 2007 年, 122-137 頁) と内容が一部重複していることをお断りしておく。調査報告書の一部として呈示された分析方法は新聞報道を対象とするものであったが, 新聞報道以外の現実的物語言説一般にも広く応用しうるものであり, 加筆修正の上, 本稿に組み込むこととした。
- 26) 宮本常一 (2000) 『忘れられた日本人』岩波書店, 11 頁
- 27) 朝日新聞, 2006 年 8 月 16 日, 朝刊, 31 面
- 28) モダリティ表現については, 藤田真文 (1999) 「新聞記事における論評の表明—モダリティ概念によるテキスト分析—」鶴木真編著『客観報道 もう一つのジャーナリズム論』成文堂, 仁田義雄 (1999) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房, 益岡隆志 (2001) 『モダリティの文法』くろしお出版, 参照。
- 29) 沢木耕太郎『テロルの決算』(『沢木耕太郎ノンフィクション VII 1960』文藝春秋, 2004 年, 243-244 頁)
- 30) ニュージャーナリズムについては, 玉木明 (1995) 『言語としてのニュー・ジャーナリズム』学芸書林, 参照
- 31) ジュネット (1988) 前掲訳書, 65-71 頁。

現実的物語言説の構造

32) 関川夏央 (1999) 『豪雨の前兆』, 文藝春秋, 84-85 頁

33) 独白形式のインタビュー記録もこれに該当する。その問題点については, 池宮正才 (2000) 「現場の事実—認識と表現の方法をめぐる—」 田中圭治朗編 『現場の学問・学問の現場』 世界思想社, を参照のこと。